

参議院商工委員会會議録第二号

昭和三十五年七月二十二日(金曜日)午後三時三十八分開会

委員の異動

七月十九日委員佐藤芳男君及び成瀬幡治君辞任につき、その補欠として小林英三君及び阿具根登君を議長において指名した。

七月三十一日委員川上為治君辞任につき、その補欠として河野謙三君を議長において指名した。

本日委員河野謙三君及び高橋進太郎君辞任につき、その補欠として川上為治君及び剣木亨弘君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

山本 利壽君

理事

川上 為治君

古池 信三君

栗山 良夫君

牛田 寛君

委員

赤間 文三君

井川 伊平君

岸田 幸雄君

小林 英三君

斎藤 昇君

阿具根 登君

阿部 竹松君

近藤 信一君

国務大臣

通商産業大臣

石井光次郎君

荒木萬壽夫君

国務大臣 迫水 久常君
事務局側 常任委員 小田橋貞壽君
会専門員 重工業局長 佐橋 滋君

説明員

通商産業省 佐橋 滋君
重工業局長

本日の会議に付した案件

○理事補欠互選の件

○継続調査要求に関する件

○自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第三十四回国会内閣提出、衆議院送付)

○小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第三十四回国会内閣提出、衆議院送付)

○委員派遣に関する件

○委員長(山本利壽君) これより商工委員会を開会いたします。

最初に委員の異動について報告いたします。

昨二十一日、川上為治君が委員を辞任され、その補欠として、河野謙三君が委員に選任されました。また、本日、河野謙三君及び高橋進太郎君が委員を辞任され、その補欠として、川上為治君及び剣木亨弘君が委員に選任されました。

○委員長(山本利壽君) 議事に入りま

す前に、石井通商産業大臣、荒木科学技術庁長官、迫水経済企画庁長官から、それぞれ発言を求められておりま

すので、これを許します。

○国務大臣(石井光次郎君) ただいま御紹介を受けました石井光次郎でございます。

今度、はからずも通商産業大臣を拝命いたしました。通商産業の行政にこれから専念して参るつもりでございます。皆さん方の御援助によりまして、滞りなく仕事が進みますようにお願い申す次第でございます。何分ともよろしくお願いいたします。(拍手)

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 荒木萬壽夫でございます。お許しを頂まして一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

ほんとうに文字通り、はからずも科学技術庁長官をお受けいたしました。事柄の重大なものにもかかわらず、微力その任にたえ得るやをあやぶんでおるような次第でございます。科学技術の重要なことは、皆さん方に私から蛇足を添える必要のないほど重大なものでありますだけに、未熟者がほんとうにまあ心配でたまらぬのでありますが、ことに文部と兼務ということでござい

ますので、機会あるごとに兼務では科学技術は振興できないというおしかりを受けておりますが、兼務ということに相なりました今日においては、ただ微力にむち打って、極力不都合がないように努めるほかには考えようもないわけでありませう。それにつきまして

も、皆さん方を初め、御関係の方々の御叱正、御支援をかたじけなくいたしまして、せめて大過なくがんばって参

りたいと、かように存じておるような次第であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○国務大臣(迫水久常君) 池田内閣の成立に伴いまして、経済企画庁長官を拝命し、はなはだ未熟でございますが、できるだけ勉強をいたしますから、どうぞよろしく御指導をお願いいたします。(拍手)

○委員長(山本利壽君) それでは理事補欠互選の件を議題といたします。

先刻御報告いたしました通り、理事川上為治君が一たん委員を辞任されましたため、理事に欠員を生じましたので、その補欠を互選いたしたいと存じますが、先例により成規の手続を省略し、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本利壽君) 御異議ないものと認めます。それでは理事に川上為治君を指名いたします。

○委員長(山本利壽君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

先に議長の承認を求めました経済の自立と発展に関する調査についてであります。今期国会閉会後も引き続き調査を行なうため、本院規則第五十三条により継続調査要求書を議長に提出することとし、要求書の作成及び手続等を委員長に御一任願っておきたい

と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本利壽君) 御異議ないと認めます。よってさように決定いたしました。

○委員長(山本利壽君) 次に、本日自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案が衆議院より送付され、本委員会に付託されましたので、これより両案を一括議題として審査に入ります。

まず、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(石井光次郎君) ただいま議題となりました自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、自転車等機械関係事業の振興をはかるため日本自転車振興会が、競輪施行者から売上金の一部の交付を受けてこれらの事業の振興に関する事業を行なうという現行の制度を、さしあたりさらに一年間存続させることを内容とするものでございます。

現行の制度は、昭和三十三年の第二十六国会において成立した改正法律に基づいて定められたもので、その際この資金の交付及び支出の方法に関する制度については、今後さらに検討を加える必要があるという見地から、施行

第九部 商工委員会會議録第二号

昭和三十五年七月二十二日【参議院】

第九部 商工委員会會議録第二号

昭和三十五年七月二十二日【参議院】

第九部 商工委員会會議録第二号

昭和三十五年七月二十二日【参議院】

第九部 商工委員会會議録第二号

昭和三十五年七月二十二日【参議院】

第九部 商工委員会會議録第二号

昭和三十五年七月二十二日【参議院】

第九部 商工委員会會議録第二号

昭和三十五年七月二十二日【参議院】

第九部 商工委員会會議録第二号

の日から三年を経過する日、すなわち昭和三十五年十月一日以後においては、別に法律で定めるところによるものとされたものでございます。

従いまして、それまでの間に、この制度を今後いかにするかについての御提案をいたす必要があるものであります。また、また競輪等の公営競技につきましては、最近における諸般の情勢にかんがみまして、公営競技自体について根本的に検討を加えるべき段階にきていますと考えられますので、政府といたしまして、別途総理府設置法の一部を改正する法律案を御提案いたしたように、総理府に公営競技調査会を設けて、競馬、競輪、小型自動車競走及びモーターボート競走に関する現行制度に検討を加え、関係諸問題を調査審議する予定となっております。そこで、自動車等機械関係事業の振興に關する制度を今後どうするかにつきましては、この公営競技調査会の結論等を持って、競輪の制度自体について根本的に検討を加えた上で、御提案をいたす際に、その一環としてその中に織り込みたい所存でありますので、この際は、とりあえず現行の制度をさらに一年間だけ延長したまま、御審議いただくことにいたした次第でございます。

何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いする次第でございます。

○委員長(山本利壽君) これより両案について質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○近藤信一君 ただいま提案説明がございました。自転車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、この改正案に対する私は基本的な問題で通産大臣に若干の質問をいたします。

まず問題といたしまして、私どもは競輪の存廃について大臣の所信を承りたいと思ふのです。それはなぜかと申しますならば、競輪廃止という問題が各地方自治体においても、それぞれ決議されたところもございまして、大体競輪の社会悪といふことが非常に叫ばれて、順次その廃止の方向へ各地方も進んでおられるのではないかと申すのです。大臣も御承知のように、競輪によるところの弊害というものは非常に大きいものがあるわけなんです。この競輪によるところの犯罪も行な

を改正する法律案と同様に、小型自動車等機械関係事業の振興に關する制度をさしあたりさらに一年間存続させることを内容とするものであります。

われておる。さらに一人心中等もよく新聞等でも見受けられるわけなんです。これは昨年から今年にかけまして、約一年ちょっと新聞に出ただけでも約三十件ほどあるわけなんです。殺人だとか強盗だとか心中、こういう事件が一年で新聞に出ただけで三十件ほどもあるわけなんです。またこれの表面に出ないいろいろな家庭的な問題もたくさんあるのじゃないか。こういうことを考えてみますと、やはり競輪の及ぼす影響というものは非常に大きな影響を私に及ぼしておると思うのです。競輪を廃止したらどうか、こういうような世論は国民の中から相當きびしく盛り上がっておるわけでございます。さらに競輪審議会が昨年設けられました。この存廃の意見を聞いたらどうか。こういうふうなこともござい

まして、競輪審議会におきましては、そのようなことで、昨年の委員会でも私ももしばしば申し上げたわけでございます。私どももいざいざ申し上げたわけでございます。私どもの選出の方法にもこれはおかしいものがある。というのは、やはりあの審議会に参加しておる人たちは、運

営というふうなことが問題でなくして、運

営というふうなことが問題でなくして、運

営というふうなことが問題でなくして、運

営というふうなことが問題でなくして、運

しては、やはり地方からも競輪の廃止という問題等も非常に盛り上がっておるやさきでございまして、この競輪の存廃について、新たに今度通産産業大臣に就任された石井通産大臣に、私はこの競輪の存廃についての基本的な考えについて所信をお伺いしたいのであります。

○國務大臣(石井光次郎君) この競輪の存廃の問題は、私先ごろまで党の、自由民主党の総務会長をしておりまして、相當論議の種になったので、阿論いろいろ戦わされて、今お話しのように、競輪審議会で話のあったときにも賛成の人あれば反対の人もあったというふうなことを聞いておるのです。弊害の面から見ますと、今

おっしゃったように、いろいろ社会悪がその中に醸成されたということは、これはそんなことはないという問題でなくて、いろいろその通りあったと思うのです。また一方から見ますと、長い間やってきたうちに、何かこれが大衆的な楽しみ方の一つのものというふうに進んだ進んだ形も、これはいなめないものだと思ふのです。またこれから上がった利益というものが、御承知のように機械の発達やら、ある

こと、地方財政も戦後の苦しいときから立ち直って、ただ今今日に及ぶと、こういうものの援助を受けなくてはいかぬというふうなところも出てき、そのほかのいろいろな情勢からおやめになつたところもあることも事実でございますが、そういうふうな論議がいろいろ戦わされますので、この際、自転車だけではなくほかのものもあわせて、内閣に公営競技の審議会を置いて、そうし

てこの高いところから広く物を見て、そうしてどういう方向に進むか。やめるなら、あるものはやめる、あるものは存続するということになるかも知れませんが、やめるならどういふふうにしてやめるかというふうなことにしても検討してもらいまして、それを土台として通産産業省としては最後の案を来年の一月までには何としても作り上げようというふうな心持で、私どもは党におつたときもそう思っておりますが、今日においても同じような考えをもっているわけでございます。

○近藤信一君 従来競輪存続の理由とされておりましたのは、主として地方財政の歳入の問題、さらに機械工業振興費の問題、こういうことがそのおもな理由として存続の意見が述べられて

いるわけでございます。しかし今度新内閣の池田さんは、所得倍増論なども言っておられるわけですから、何もその社会悪を作るような競輪に財源を求める、こういうことでなくて、やはり健全な財政というものが確立されるのじゃないかと私は考えるのであります。そういう意味からいいますと、私は少なくとも競輪廃止ということ

が、まず池田内閣において率先この点は叫ばれて私はいちのものじゃないかと、こういうふうな考えをのぞいて、直ちに今、大臣の御意見からいけば、直ちにというわけにはいかない。やはり競輪だけでなくて、競輪、それから小型モーター・ボート、競馬、または小型自動車、こういうふうな一切のものの存廃について考えていきたい。あるいはまあ審議会を作つてというお考えであるそうでございますが、しかし私はこの審議会というものが、その存廃に

てこの高いところから広く物を見て、

てこの高いところから広く物を見て、

てこの高いところから広く物を見て、

てこの高いところから広く物を見て、

てこの高いところから広く物を見て、

てこの高いところから広く物を見て、

てこの高いところから広く物を見て、

てこの高いところから広く物を見て、

てこの高いところから広く物を見て、

ついてほんとうに審議されるかどうか、こういうことを考えた場合に、やはり競争審議会の委員が運営を前提としていろいろと考えているように、新設法で考えられるという問題は、やはりそうした競技を存置するという方向で考えられるのじゃないかという危険性があるわけなんです。こういう点について大臣はどのように考えておられますか。

○国務大臣(石井光次郎君) 私はこの問題は今までずっと考えてきた、話し合ってきた問題は、これを存置するということの理由をつけて審議したとか、何とか設けて、そうしてそこにあまりむずかしい結論を出してはならぬようにして、するすると存置する、こういうようなことがあってはならないので、これはいろいろの問題がこれに伏在しておるのだから、ほんとうにフェアな立場で、そうしてこれが全体的に見ていかどうか。今お話のように地方の財政問題等、あるいは機械の発達というような問題等にも、これは寄与してきた面も非常に多いのでございますが、これから先もそういうものに頼らなくちゃならぬかどうかというようなものも、これは自由な立場で検討してもらって、そうして答えを出してもらおう。それを土台としてやっ

ていこうと思ふのです。存置する方法に誘導するような心持ちで公営競技審議会ですか、調査会ですか、そういうものを設ける気持はないのでござい

す。

ですが、三年間延期されて、この九月三十一日で切れるわけになっている。

さらに今度の改正では、これを一年延期して云々ということになっていると思うのですが、私は三年間の間で、なぜこういうような存置についての具体的なことが論議されなかったか。また、ここで一年延ばしてみたところ

で、この一年間に、はたして存置の問題が真剣に政府において討議されるかどうか、この点が私は非常に心配だと思ふ。まあ新大臣として石井通産大臣を私は信用はしておりますけれども、この一年のうちに廃止の方向に努力をしてもいい、こういうふうには私は考えるのです。

そこで、この一年延期して、一年後にまた、さらにこれが存置されていふうなことになるかと、これは、こうした社会悪のギャンブルの法律案が、いつまでも続くというふうなことになるれば、やはり私は、将来非常に心配じゃないかと思ふのですが、この点、いかがですか。

○国務大臣(石井光次郎君) この問題を一年間延ばすのは、その間に公営競技調査会で答申をなるべく早く出してもらって、そうして、その間にその成案を得て、皆さんの方にお諮り申すという心持でこれを取り上げていただくのでございます。一年たつてまた一年、もう時間がないから、また一年と、そういうふうな、だからだとするやうなことは、今あなたのお話のように、三年を一年延ばす、私は、この期間中に、どちらかの答申というものを必ず得て、それを土台として法律案を提出するということをお約束していいと思ひます。

○近藤信一君 それは、前の池田通産産業大臣のときに、競争の問題で、どうも九月に法律が切れるのだから、問題をやめるなら、もっと早くこの委員会に出して、そうして真剣にこの問題を討論しようじゃないか、そういうことを栗山理事からも要請しておたわけなんです。

ところが、これがどさくさまぎれに衆議院の方で審議がされて、そういうことでこれまた、きょう、ぎりぎり一ぱいきて、時間も非常にない。こういうことでは、ほんとうに私も真剣にこの問題と取組んで、いろいろ考えてみようと思つても、時間がないから何もできない、こういうことでは私は困ると思ふ。やはり将来、この問題については、新任された石井通産大臣が真剣に一つ、この問題と取組んでいただきたい、かように希望いたします。時間の都合もございしますから、私の質疑は終わります。

○栗山良夫君 ちょっと関連。ただいま近藤委員の御質問で大体はわかりましたが、当時の池田通産産業大臣のお考えと、石井大臣のお考えとの間にギャップがあつては好ましくないとお思いますので、その点を一点ただしておきたいと思ひます。

石井大臣としては、ただいままでの御答弁によりますという、公営競技調査会なるものを設けて、そうして競争問題は白紙で一応考えてみた、こういうふうにおっしゃったように思ひますが、そういうことでござい

○国務大臣(石井光次郎君) 公営競技調査会に出す場合においては、色をつけないで自由に討議してもらつて、こ

うふうにして思つております。

○栗山良夫君 公営競技調査会の方で白紙の立場で、存置しずれの意見にもこだわらないで調査をせられ、結論を求められるということは、私はそれでよからうと思ひますが、そのお考えが、通産産業大臣のお考えと全く同じであつてはちょっと工合が悪い点があるのではないかと思ふのです。

たとえば、ただいまあなたのお言葉の中に、補助金繰出の要否というやうなことを検討するものではないということをおっしゃつたのでありますが、私の聞き間違いかもしれません。あるいは存置のために理由づけするやうな、そういう気持はないということをおっしゃいましたが、問題は、自転車競技法がそもそもできたときから、上りの金で、いろいろ公共的に使おうという考えが出てきたのはあつたこととありまして、自転車競技法そのものが、社会福祉に貢献するのかもしれないかという根本の問題を大いに検討しなければならぬということになつた。特に、当時池田通産産業大臣、石原自治庁の長官も、この委員会でも種々検討した結果、大よその結論として出ているのは、地方自治に対して競争の上げた資金で貢献をさせなければならぬという、その必要度というものは、非常に現実に軽減してきているということ

が第一点。それから、通産産業省として、産業振興のために、この自転車競技によつて上げられた資金を充当しなければいけない、そういう絶対的なものではない。産業振興のために、これに依存しなくても、他にやは

り十分になし得るくらいの余裕があるのだ、こういうことが明らかにされております。

従つてただいまの石井大臣の答弁の中で、公営競技調査会がもし設けられれば、そこでいろいろ御議論があるうと思ひますが、石井大臣としましては、やはり自治省とも十分御連絡をとつていただいて、補助金繰出という問題については、それはどこだる必要はないのだということを、やはり関係僚としても自信を持ってお進めをいただきたいし、また閣議等の席上においても、そういう問題が案件になりましたときには、所管大臣として、この点は十分に主張をしていただきたい。従来の当委員会における調査では、そういうことになっております。石井大臣になりましたから、そのお考えが、もし変わられるということであれば、それを伺つておかなければならぬ。まして、従来の方針で当委員会に臨むということであれば、それをお伺ひしておかなければならぬということ

が第一点であります。

それから、特に参議院の商工委員会は、自転車競技法の問題については、ずっと長年の間にわたつて、格別の関心を持って調査研究を進めておりますので、公営競技調査会で結論が出てしまつてから、当委員会に法案として付託されるというやうなことがないよう

ます。

○国務大臣(石井光次郎君) さつきもちょっと申し上げましたように、地方の財政に貢献してきたということ、それが、あちらこちらで、これを廃止する、もう地方財政が、これによって助けてもらう必要がなくなつたというふうなこと、そういう所が、いろいろな社会悪の問題ともあわせて考えて、やめられる所が出てきたらどうかということ、をいろいろ申しましたが、この前後の、今日までの中央、地方財政の状況から見まして、だんだん競争の収益に頼るという所は少なくなつてきているのは事実だろふと思ひます。しかし、まだこれが抜けると、ちよつと困るなというふうな、あつた方がすいぶん助かるというふうな心持の所も、もちろんまだ残つてゐるに違ひないのであります。大体の傾向からすれば、あなたのおっしゃつたように、私はだんだん軽減していきけるということは言へると思ひます。

それから機械の改善の問題も、これですいぶんいろいろな予算の上で支出面が窮屈な場合に、これによって助けられたことも事実だと思ひますが、これも国の財政が、だんだん伸びていく場合において、その重要な度は減りつつあるということは言へると思ひます。これらのものもあわせ、それからこれだけの問題でなくして、さつき申すように、これは大衆娯楽としてどうだと、そういうような大衆娯楽というふうな面というならば、今の社会悪のものになるようなベッチングを、どういうふうにするかという、いろいろな問題が出てくるだらうと思ひます。が、大体のことは、おっしゃる通りの方

方向に向いてゐると、私、その通り同じように考えております。

それから、公営競技調査会で答へが出るのを待たんでも、その間に、いろいろそれらの空気を知らながら、案をこしらへるのにも、皆さんに相談しながらやれということとは承いたします。

○牛田寛君 ただいま、いろいろと競争その他の公営競技の問題について、その功罪が論議されておりますけれども、今まで地方財政の問題であるとか、あるいは産業振興の面で、ある程度の貢献があつた、これはまあ事実と思ひますけれども、私はこの問題については、むしろ社会悪の面、国民大衆に対してどのような害毒を流すかという点を中心に取り上げられなければならぬと思つております。その点について、ただ主観的な討議ではなしに、もう少し客観的な事実をつかむだけの根拠を持った一つの調査というものが、幅広くなされていかなければならぬと考えておるのでございます。

それで、一点だけ伺ひたいのでございまして、公営競技調査会というものを設けられるということでございますけれども、公営競技調査会が、どのような形で調査をなさるのか、少し具体的に承つておきたいと思ひます。

○説明員(佐橋滋君) これはまだ、どういう形で調査をして、どういふふうな結論を出されるのか、これはでき上つてから、内閣の総理府の方で、今大臣の答弁にありましたように、フェアナ人物を選ばれて、それからその方々の討議の結果さるものと思ひますので、私の方から答弁は申し上げかねます。

○牛田寛君 先ほどもお話があつたやうですが、一年、暫定的に延長なさるんです。その間に調査会ができて、調査なさるといふわけですが、どのような方向で、どのように調査なさるか、かゝりも現在においては方針がきまつておらないという状態でありまして、先ほどもお話があつたように、また一年延長するといふように、ずるずる延長されるおそれがあるのじやないか。私はこの際、基本的態度をもう少し明確にしていただけないものかと、こういうふうな考へるわけでござい

ます。で、繰り返して申し上げるわけですが、この調査会の性格ですが、これが単に今までの競争審議会のような、いろいろの立場の方が委員になられて、それぞの立場で主観的に討議なされるといふことにとどまるならば、これは結論が出ない。もう少し幅の広い調査、たとえばこれは世論調査をするとか、あるいはもう少し具体的な、競争の害毒がどのように実際に現れているかといふようなことについて、幅の広い徹底的な調査に努力していただきたい、こういうふうな考へるわけであり

ますが、事実私は競争の害毒について、庶民の生活に非常に害毒を及ぼしている。もちろん競争が健全娯楽であるといふ性格を持たないとは言ひませんけれども、競争の本質よりも、むしろ社会環境、社会環境と競争との関係において、非常に害毒が激しくなるかならないかといふことは分かれると思ひます。で、現在の社会状態、特に一般の大衆の生活が非常に逼迫しているといふような状態であつては、このやうな娯楽といふものは害毒を流しま

す。英国のような安定した社会であるならば、これはある程度害毒といふものは少なくなるといふように考へておるのであります。その点について、もう少し綿密な、組織的な強力な調査の上に立つた一つの判断といふものが必要だと思ひます。私個人としましては、現在の競争の害毒といふものは、これは社会悪といふものを作つてゐる、これは早急に廃止されなければならぬといふ考へておりますが、この調査の方向について、一つ大臣のお考へを承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(石井光次郎君) この公営競技調査会をやつていただくのに、まあ地方財政の援助の都合いとか、あるいは機械改善の都合いとかいふ、それだけで、これが決定されるべきものではないといふことは、これは当然であります。根本は、なぜやめようかといふ、やめた方がいじやないかといふ声の大部分は、この社会悪の面が、あまりに激しいのではないかと、うことで言つておられる、その通りだと思ひます。大体これをもう少し、何とか改めるなら改めて存続しようといふ意見が出てゐるのは、これは一般大衆の娯楽になつてゐるじやないかといふやうな面から見られたので、今おっしゃられたように、いろいろな角度角度から出たやうな議論が出ておると思ひます。その角度々々の議論になりま

す。その材料を、できるだけ広く今後集めて、今おっしゃつたやうに客観的に各方面から研究して、そして高いところから批判をし、そして結論を出していただくといふやうに、資料をできるだけそろえて提出もして、その会がうまくいくやうに、いいかげ

んな結論で、そこで寄り合つて感じただけで結論を出していただくのでなくて、いろいろな資料を提供したいといふと、こういうふうな考へます。

○委員長(山本利壽君) 他に御質疑はございせんか。——他に御質疑がなければ、両案の質疑は終局したものと認め、これより両案を一括して討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

まず、自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は、挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(山本利壽君) 多数と認めます。よつて本案は、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は、挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(山本利壽君) 多数と認めます。よつて本案は、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま可決すべきものと決しました二案について、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山本利壽君) 御異議ないものと認めます。よつて、さうに決定

いたしました。

○委員長(山本利壽君) 次に、委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

今期国会閉会中、経済の自立と発展に関する調査の一環として産業事情等について調査のため委員派遣を行なうこととし、その人選、期日等については、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本利壽君) 御異議ないものと認めます。よって、さように決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時十九分散会

七月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第三十四回国会提出、衆議院継続審査)

自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

自転車競技法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条中「三年」を「四年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

七月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、小型自動車競走法の一部を改正

する法律の一部を改正する法律案(第三十四回国会提出、衆議院継続審査)

小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「三年」を「四年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十五年七月二十七日印刷

昭和三十五年七月二十八日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局